

平成23年生駒市議会（第7回）定例会議案

平成23年12月6日

生 駒 市

平成23年生駒市議会（第7回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 74 号	平成23年度生駒市一般会計補正予算（第3回）	1～26
議案第 75 号	平成23年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	27～29
議案第 76 号	平成23年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第1回）	30～31
議案第 77 号	平成23年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）	32～35
議案第 78 号	生駒市暴力団排除条例の制定について	36～40
議案第 79 号	生駒市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	41～50
議案第 80 号	生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51～55
議案第 81 号	生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	56～57
議案第 82 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 83 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 84 号	生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例の制定について	60～63
議案第 85 号	生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第 86 号	市道路線の認定について	65
議案第 87 号	市道路線の廃止について	66
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	67

議案第 74 号

平成 23 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 23 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 9 , 2 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 , 7 4 3 , 4 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

平成 23 年 1 2 月 6 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		16,483,395	-330,000	16,153,395
	1 市民税	8,859,557	-330,000	8,529,557
10 地方交付税		3,506,000	472,283	3,978,283
	1 地方交付税	3,506,000	472,283	3,978,283
14 国庫支出金		4,593,852	17,666	4,611,518
	1 国庫負担金	4,094,162	17,388	4,111,550
	2 国庫補助金	468,813	278	469,091
15 県支出金		2,197,317	21,482	2,218,799
	1 県負担金	1,010,488	8,146	1,018,634
	2 県補助金	965,445	13,336	978,781
19 繰越金		1,127,885	37,797	1,165,682
	1 繰越金	1,127,885	37,797	1,165,682
歳 入 合 計		34,524,198	219,228	34,743,426

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,789,032	194,140	3,983,172
	1 総務管理費	2,878,880	181,501	3,060,381
	2 徴税費	523,019	6,870	529,889
	3 戸籍住民基本台帳費	219,592	4,357	223,949
	6 監査委員費	39,264	1,412	40,676
3 民生費		12,413,078	42,139	12,455,217
	1 社会福祉費	4,185,405	48,721	4,234,126
	2 児童福祉費	6,230,215	-4,146	6,226,069
	3 生活保護費	1,396,019	-2,436	1,393,583
4 衛生費		3,558,680	13,579	3,572,259
	1 保健衛生費	1,486,925	13,907	1,500,832
	2 清掃費	2,071,755	-1,539	2,070,216
	3 上水道費	0	1,211	1,211
5 産業経済費		349,524	3,499	353,023
	1 農業費	141,354	3,200	144,554
	2 商工費	208,170	299	208,469
6 土木費		3,705,529	-5,930	3,699,599
	1 土木管理費	264,820	9,750	274,570

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁及び河川費	1,304,308	-7,591	1,296,717
	3 都市計画費	1,372,849	-8,436	1,364,413
	4 住宅費	72,810	347	73,157
7 消防費		1,369,830	600	1,370,430
	1 消防費	1,369,830	600	1,370,430
8 教育費		4,035,041	-28,799	4,006,242
	1 教育総務費	255,107	-2,651	252,456
	4 幼稚園費	824,360	-21,967	802,393
	5 社会教育費	1,019,987	3,805	1,023,792
	6 保健体育費	1,111,704	-7,986	1,103,718
歳 出 合 計		34,524,198	219,228	34,743,426

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
土 木 費	都市計画費	松ヶ丘通り線街路整備事業	50,000
教 育 費	小学校費	小学校施設整備事業	13,200
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	4,700
	保健体育費	学校給食センター管理事業	7,520

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
エコパーク 21 包括運營業務委託	平成 23 年度から平成 26 年度まで	591,150 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 個人	8,220,713	-330,000	7,890,713	1 現年課税分	-330,000	均等割 所得割	-1,948 -328,052
計	8,859,557	-330,000	8,529,557				

[単位 千円]

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	3,506,000	472,283	3,978,283	1 地方交付税	472,283	普通交付税	
計	3,506,000	472,283	3,978,283				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	4,094,162	17,388	4,111,550	1 社会福祉費負担金	17,388	特別障がい者手当等給付費負担金 介護給付費等負担金	1,096 16,292
計	4,094,162	17,388	4,111,550				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	70,930	278	71,208	1 社会福祉費補助金	278	地域生活支援事業補助金
計	468,813	278	469,091			

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	990,732	8,146	998,878	1 社会福祉費負担金	8,146	介護給付費等負担金
計	1,010,488	8,146	1,018,634			

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	898,899	13,336	912,235	1 社会福祉費補助金	13,336	障がい者在宅福祉事業補助金 地域生活支援事業補助金 介護基盤緊急整備等臨時特例補助金 特別対策費補助金
計	965,445	13,336	978,781			-403 139 11,190 2,410

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
1 繰越金	1,127,885	37,797	1,165,682	1 繰越金	37,797	前年度繰越金
計	1,127,885	37,797	1,165,682			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源		一般財源			
				特定 国県支出金	地方債 その他の				
1 一般管理費	1,944,627	183,862	2,128,489			183,862	2 給料	1,097	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	176,710	退職手当等
							4 共済費	6,055	給与条例改正、人事異動等による
5 財産管理費	421,633	-2,636	418,997			-2,636	25 積立金	-2,636	職員退職給与基金
10 人権施策費	51,778	275	52,053			275	4 共済費	275	給与条例改正、人事異動等による
計	2,878,880	181,501	3,060,381			181,501			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源		一般財源			
				特定 国県支出金	地方債 その他の				
1 税務総務費	299,987	6,870	306,857			6,870	2 給料	1,588	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	3,674	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	1,608	給与条例改正、人事異動等による
計	523,019	6,870	529,889			6,870			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 県 支 出 金	地 方 債			
1 戸籍住民基本台帳費	219,240	4,357	223,597		4,357		2 給料	1,360	給与条列改正、人事異動等による
							3 職員手当等	1,910	給与条列改正、人事異動等による
							4 共済費	1,087	給与条列改正、人事異動等による
計	219,592	4,357	223,949		4,357				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 県 支 出 金	地 方 債			
1 監査委員費	39,264	1,412	40,676		1,412		2 給料	63	給与条列改正、人事異動等による
							3 職員手当等	1,191	給与条列改正、人事異動等による
							4 共済費	158	給与条列改正、人事異動等による
計	39,264	1,412	40,676		1,412				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 県 支 出 金	地 方 債			
1 社会福祉総務費	346,951	-21,776	325,175		-21,776		2 給料	-14,926	給与条列改正、人事異動等による
							3 職員手当等	-5,936	給与条列改正、人事異動等による

											4 共済費	-914	給与条例改正、人事異動等による
2 国民年金費	40,868	-1,695	39,173								2 給料	-1,971	給与条例改正、人事異動等による
											3 職員手当等	368	給与条例改正、人事異動等による
											4 共済費	-92	給与条例改正、人事異動等による
3 障がい者福祉費	1,358,340	60,541	1,418,881			27,958 (国負) 17,388 (国補) 278 (県負) 8,146 (県補) 2,146					13 委託料	7,350	障がい者福祉システム委託料
											20 扶助費	33,206	障がい福祉サービス費 補装具給付費 更生医療給付費 6,019 3,654 23,533
											23 償還金利息及び割引料	19,985	過年度償還金
6 介護保険費	954,714	11,190	965,904			11,190 (県補) 11,190					19 負担金補助及び交付金	11,190	介護基盤緊急整備等特例補助金
7 人権文化センター運営費	34,930	461	35,391								2 給料	-4	給与条例改正、人事異動等による
											3 職員手当等	301	給与条例改正、人事異動等による
											4 共済費	164	給与条例改正、人事異動等による
計	4,185,405	48,721	4,234,126			39,148			9,573				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源	その他				
					国県支出金	地方債			
1 児童福祉総務費	3,919,382	3,881	3,923,263				2 給料	1,838	給与条例改正、人事異動等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他 財 源						
										国 道 支 出 金	所 属 財 源	其 他
						3 職員手当等	1,268	給与条例改正、人事異動等による				
						4 共済費	775	給与条例改正、人事異動等による				
3 保育所費	901,296	-8,027	893,269		-8,027	2 給料	-10,432	給与条例改正、人事異動等による				
						3 職員手当等	6,143	給与条例改正、人事異動等による				
						4 共済費	-3,738	給与条例改正、人事異動等による				
計	6,230,215	-4,146	6,226,069		-4,146							

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他 財 源						
										国 道 支 出 金	所 属 財 源	其 他
						2 給料	-359	給与条例改正、人事異動等による				
						3 職員手当等	-2,053	給与条例改正、人事異動等による				
1 生活保護総務費	88,547	-2,436	86,111		-2,436	4 共済費	-24	給与条例改正、人事異動等による				
計	1,396,019	-2,436	1,393,583		-2,436							

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他 財 源						
										国 道 支 出 金	所 属 財 源	其 他
						2 給料	9,834	給与条例改正、人事異動等による				
1 保健衛生総務費	524,853	13,907	538,760		13,907							

										3 職員手当等	1,406	給与条例改正、人事異動等による
										4 共済費	2,667	給与条例改正、人事異動等による
計	1,486,925	13,907	1,500,832								13,907	

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	財 源 其 他	一 般 財 源			
				国県支出金	地方債	その他			
1 清掃総務費	121,524	-2,366	119,158				2 給料	-1,936	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	30	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	-460	給与条例改正、人事異動等による
3 ごみ処理施設費	856,846	-4,740	852,106				2 給料	-3,729	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	-1,815	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	804	給与条例改正、人事異動等による
5 し尿処理施設費	284,046	5,567	289,613				2 給料	1,429	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	2,322	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	1,816	給与条例改正、人事異動等による
計	2,071,755	-1,539	2,070,216						

(款) 4 衛生費

(項) 3 上下水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特定地方	その他				
国県支出金	財	源	その他						
1 上下水道費	0	1,211	1,211			1,211	19 負担金補助及び交付金	1,211	水道事業会計補助金
計	0	1,211	1,211			1,211			

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特定地方	その他				
国県支出金	財	源	その他						
1 農業委員会費	39,998	413	40,411			413	2 給料	24	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	293	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	96	給与条例改正、人事異動等による
2 農業総務費	60,905	2,787	63,692			2,787	2 給料	1,567	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	846	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	374	給与条例改正、人事異動等による
計	141,354	3,200	144,554			3,200			

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特定地方	その他				
国県支出金	財	源	その他						
1 商工総務費	48,965	299	49,264			299	4 共済費	299	給与条例改正、人事異動等による

[単位 千円]

計	208,170	299	208,469				299		
---	---------	-----	---------	--	--	--	-----	--	--

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区分	金額	説明
				特別支出金	財源					
					国庫支出金	地方債				
1 土木総務費	168,378	4,989	173,367			4,989	2 給料	745	給与条例改正、人事異動等による	
							3 職員手当等	663	給与条例改正、人事異動等による	
							4 共済費	3,581	給与条例改正、人事異動等による	
2 建築指導費	96,442	4,761	101,203			4,761	2 給料	1,297	給与条例改正、人事異動等による	
							3 職員手当等	2,943	給与条例改正、人事異動等による	
							4 共済費	521	給与条例改正、人事異動等による	
計	264,820	9,750	274,570			9,750				

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区分	金額	説明
				特別支出金	財源					
					国庫支出金	地方債				
1 道路橋梁総務費	153,086	-9,767	143,319			-9,767	2 給料	-5,783	給与条例改正、人事異動等による	
							3 職員手当等	-4,115	給与条例改正、人事異動等による	
							4 共済費	131	給与条例改正、人事異動等による	
3 道路橋梁新設改良費	873,504	2,176	875,680			2,176	2 給料	1,166	給与条例改正、人事異動等による	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳					
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国県支出金	地方債			
						3 職員手当等	542	給与条例改正、人事異動等による	
						4 共済費	468	給与条例改正、人事異動等による	
計	1,304,308	-7,591	1,296,717		-7,591				

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳					
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国県支出金	地方債			
1 都市計画総務費	308,943	1,349	310,292		1,349	4 共済費	1,349	給与条例改正、人事異動等による	
2 街路事業費	190,672	1,761	192,433		1,761	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	182 1,415 164	給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による	
3 公園整備費	711,030	-11,546	699,484		-11,546	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	-5,599 -6,441 494	給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による	
計	1,372,849	-8,436	1,364,413		-8,436				

(款) 6 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	財 源 の 他	一般財源			
1 住宅事業費	72,810	347	73,157			347	4 共済費	給与条例改正、人事異動等による	
計	72,810	347	73,157			347			

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	財 源 の 他	一般財源			
1 常備消防費	1,271,887	-3,276	1,268,611			-3,276	2 給料	給与条例改正、人事異動等による	
2 非常備消防費	38,919	3,876	42,795			3,876	3 職員手当等 4 共済費	給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による	
計	1,369,830	600	1,370,430			600	4 共済費	消防団員等損害補償基金掛金	

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	財 源 の 他	一般財源			
1 教育委員会費	208,905	-2,769	206,136			-2,769	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による 給与条例改正、人事異動等による	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国 道 支 出 金	所 の 他			
2 心の教育活動 事業費	46,202	118	46,320			118	4 共済費	118	給与条例改正、人事異動等による
計	255,107	-2,651	252,456			-2,651			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国 道 支 出 金	所 の 他			
1 幼稚園費	780,960	-21,967	758,993			-21,967	2 給料	-15,674	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	-3,752	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	-2,541	給与条例改正、人事異動等による
計	824,360	-21,967	802,393			-21,967			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国 道 支 出 金	所 の 他			
1 社会教育総務 費	139,275	18,200	157,475			18,200	2 給料	8,619	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	6,589	給与条例改正、人事異動等による
							4 共済費	2,992	給与条例改正、人事異動等による
2 公民館費	171,296	-6,880	164,416			-6,880	2 給料	-4,568	給与条例改正、人事異動等による
							3 職員手当等	-917	給与条例改正、人事異動等による

											4 共済費	-1,395	給与条例改正、人事異動等による
3 図書館費	317,797	-2,804	314,993								2 給料	-2,122	給与条例改正、人事異動等による
											3 職員手当等	-780	給与条例改正、人事異動等による
											4 共済費	98	給与条例改正、人事異動等による
7 芸術会館費	67,511	-4,330	63,181								2 給料	-3,177	給与条例改正、人事異動等による
											3 職員手当等	-802	給与条例改正、人事異動等による
											4 共済費	-351	給与条例改正、人事異動等による
10 南コミュニケーションセンター費	101,315	1,233	102,548								2 給料	750	給与条例改正、人事異動等による
											3 職員手当等	91	給与条例改正、人事異動等による
											4 共済費	392	給与条例改正、人事異動等による
11 北コミュニケーションセンター費	112,292	-1,614	110,678								2 給料	-1,442	給与条例改正、人事異動等による
											3 職員手当等	-444	給与条例改正、人事異動等による
											4 共済費	272	給与条例改正、人事異動等による
計	1,019,987	3,805	1,023,792										

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特	財源				
					国県支出金	地方債			
1 保健体育総務費	98,718	-8,892	89,826				2 給料	-4,723	給与条例改正、人事異動等による

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				特 定 支 出 金	地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
3 学校給食センター運営費	292,973	906	293,879				906	906	給与条例改正、人事異動等による	
計	1,111,704	-7,986	1,103,718				-7,986		給与条例改正、人事異動等による	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(42) 762		3,202,661	3,160,038	6,362,699	7,460,306	
補正前	(43) 770		3,255,328	2,973,925	6,229,253	7,308,768	
比較	(-1) -8		-52,667	186,113	133,446	151,538	
				18,092			

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	107,738	105,333	1,680	207,577	33,109	231,895	37,000
	補正前	109,957	105,339	1,680	209,943	33,789	202,555	37,000
	比較	-2,219	-6	0	-2,366	-680	29,340	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,800	68,429	34,301	1,054,415	849,702	419,059
9,800	68,256	33,897	883,151	857,644	420,914
0	173	404	171,264	-7,942	-1,855

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	-52,667	給与改定に伴う増減	給与改定に伴う減少	給料の改定率 -0.23%	
		昇給に伴う増減		給与改定実施時期 平成23年12月1日	
職員手当	186,113	その他の増減分	退職・人事異動等に伴う減少分	職員数の異動状況	
				採用者	762人
				退職者	770人
				採用者 退職者	-8人
				採用・退職の状況等	
				期末手当	-550千円
				勤勉手当	-270千円
				扶養手当	-2,219千円
				管理職手当	-6千円
				管理職員特別勤務手当	千円
地域手当	-2,366千円				
特殊勤務手当	-680千円				
時間外勤務手当	29,340千円				
休日勤務手当	千円				
				夜間勤務手当 173千円	
				通勤手当 404千円	
				住居手当 171,264千円	
				退職手当 -7,392千円	
				期末手当 -1,585千円	
				勤勉手当 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
平成23年10月1日現在	平均給料月額 (円)	350,173	347,452	302,139	283,346
	平均給与月額 (円)	418,374	470,162	344,845	345,545
	平均年齢 (歳)	44.7	43.3	42.7	42.7
平成23年1月1日現在	平均給料月額 (円)	344,704	348,261	304,094	272,835
	平均給与月額 (円)	419,881	489,517	347,377	363,943
	平均年齢 (歳)	45.1	43.5	42.3	42.0

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	144,500	149,800	144,500	156,500	140,100	137,200
大 学 卒	178,800	185,800	178,800		172,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職		
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	
平成23年10月1日現在	1級	(33)	(6.3)	(11)	(8.2)	(7)	(10.1)	技能職 給料表	34
	2級	(27)	(5.2)	(3)	(2.2)	(8)	(11.6)		
	3級	(42)	(100.0)	(5)	(3.7)	(9)	(13.1)		
	4級	(21)	(4.0)	(37)	(27.4)	(7)	(10.1)		
	5級	(92)	(17.5)	(55)	(40.7)	(28)	(40.6)		
	6級	(235)	(44.8)	(10)	(7.4)	(10)	(14.5)		
	7級	(55)	(10.5)	(12)	(8.9)	()	()		
	8級	(45)	(8.6)	(2)	(1.5)	()	()		
	計	(16)	(3.1)	()	()	()	()		
	計	(42)	(100.0)	(135)	(100.0)	(69)	(100.0)		
平成23年1月1日現在	1級	(19)	(3.5)	(8)	(5.8)	(8)	(11.0)	技能職 給料表	34
	2級	(30)	(5.6)	(3)	(2.2)	(9)	(12.3)		
	3級	(32)	(100.0)	(6)	(4.4)	(8)	(11.0)		
	4級	(23)	(4.3)	(37)	(27.0)	(10)	(13.7)		
	5級	(98)	(18.3)	(59)	(43.1)	(28)	(38.3)		
	6級	(248)	(46.4)	(10)	(7.3)	(10)	(13.7)		
	7級	(56)	(10.5)	(11)	(8.0)	()	()		
	8級	(45)	(8.4)	(3)	(2.2)	()	()		
	計	(16)	(3.0)	()	()	()	()		
	計	(32)	(100.0)	(137)	(100.0)	(73)	(100.0)		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	主事	主任	主任	係長級	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	技師						

工 昇 給

区	分		合 計	代 表 的 な 職 種			
	職 員 数 (A)	(人)		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補 正 後	職 員 数 (A)	(人)	762	524	135	69	34
	昇給に係る職員数(B)	(人)	755	518	134	69	34
	2号給	(人)	145	109	24	8	4
	4号給	(人)	610	409	110	61	30
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B) / (A)	(%)	99.1	98.9	99.3	100.0	100.0
補 正 前	職 員 数 (A)	(人)	770	531	136	69	34
	昇給に係る職員数(B)	(人)	766	529	134	69	34
	2号給	(人)	154	114	25	11	4
	4号給	(人)	612	415	109	58	30
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B) / (A)	(%)	99.5	99.6	98.5	100.0	100.0

才 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	支 給 期 別 6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	(0.975) (1.125) (2.10)	3.95	有	
	1.90 2.05				
補 正 前	(0.975) (1.125) (2.10)	3.95	有	
	1.90 2.05				
国 の 制 度	(0.975) (1.125) (2.10)	3.95	有	
	1.90 2.05				

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	762
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	1.0	0.1	1.3	3.0	2.3
支給対象職員の比率 (%)	(%)	26.0	3.8	79.3	85.5	35.3
代表的な特殊勤務手当の名称		訪問指導手当・賦課徴収手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	同	
住居手当	一部異なる	持家	3,000円 (国 持家支給なし)
通勤手当	同	同	

平成 23 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 23 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,843,986 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 前期高齢者交付金		3,234,483	56,000	3,290,483
	1 前期高齢者交付金	3,234,483	56,000	3,290,483
歳 入 合 計		10,787,986	56,000	10,843,986

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		53,964	56,000	109,964
	1 償還金及び還付加算金	52,864	56,000	108,864
歳 出 合 計		10,787,986	56,000	10,843,986

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 前期高齢者交付金	3,234,483	56,000	3,290,483	1 前期高齢者交付金	56,000		
計	3,234,483	56,000	3,290,483				

[単位 千円]

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	金額	説	明
				特定	財源					
					国県支	地方				
3 償還金	17,564	56,000	73,564		56,000	23 償還金利息及び割引料	56,000	療養給付費交付金等精算返還金		
計	52,864	56,000	108,864		56,000					

[単位 千円]

議案第 76 号

平成 23 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 23 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 23 年 12 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	250,000

議案第 77 号

平成 23 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 2 回）

第 1 条 平成 23 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 23 年度生駒市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業収益	2,778,892	1,211	2,780,103
第 2 項 営業外収益	113,977	1,211	115,188

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費用	2,778,892	1,211	2,780,103
第 2 項 営業外費用	31,919	1,211	33,130

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	363,128	589	363,717

第 4 条 予算第 10 条を次のとおり追加する。

(他会計からの補助金)

第 10 条 東日本大震災応急給水活動に要した経費分として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,211 千円と定める。

平成 23 年 12 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

平成23年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業収益			2,778,892	1,211	2,780,103	
	2 営業外 収 益		113,977	1,211	115,188	
		4 他会計 補助金	0	1,211	1,211	一般会計 補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費用			2,778,892	1,211	2,780,103	
	2 営業外 費 用		31,919	1,211	33,130	
		3 災害 援助費	0	1,211	1,211	職員手当等 589 旅 費 447 燃 料 費 63 修 繕 費 112

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	0	(4) 32	152,993	92,274	245,267	42,788	288,055
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 8	38,436	24,955	63,391	12,271	75,662
	合 計	0	(4) 40	191,429	117,229	308,658	55,059	363,717
補 正 前	損益勘定 支弁職員	0	(4) 32	152,993	91,685	244,678	42,788	287,466
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 8	38,436	24,955	63,391	12,271	75,662
	合 計	0	(4) 40	191,429	116,640	308,069	55,059	363,128
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	589	589	0	589
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	0	0	0	0
	合 計	0	(0) 0	0	589	589	0	589

* () 内は短時間勤務職員数を外書きしています。

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	7,938	5,834	12,450	3,268	8,353	3,944	1,764
	補正前	7,938	5,834	12,450	3,268	7,764	3,944	1,764
	比 較	0	0	0	0	589	0	0
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)					
補正後	49,500	24,178						
補正前	49,500	24,178						
比 較	0	0						

2 手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
手当	589	そ の 他 の 増 減 分	589	東日本大震災応急給水活動に伴う増加分	時間外勤務手当

生駒市暴力団排除条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年12月6日

生駒市長 山下 真

生駒市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民（市内に滞在する者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団の威力の利用の禁止、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除を目的とする団体をいう。

(7) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市民等が、暴力団が市内の事業活動又は市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民等及び関係団体並びに奈良県（以下「県」という。）が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民等及び関係団体並びに県と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団の利益とならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団の利益とならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市の公の施設における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、同法第244条第1項の規定により市が設置した公の施設（以下「公の施設」という。）の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、使用の許可をしないことができるものとする。

2 市長若しくは教育委員会又は指定管理者は、公の施設の使用の許可をした後において、当該公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(意見の聴取等)

第8条 市長は、第6条の規定により必要な措置を講ずる場合において必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、本市の区域を管轄する警察署の署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くことができる。

2 市長及び教育委員会は、前条に規定する公の施設の使用の許可又は許可の取消し等を行うに当たり必要があると認めるときは、当該公の施設の使用が暴力

団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 指定管理者は、前条に規定する公の施設の使用の許可又は許可の取消し等を行うに当たり必要があると認めるときは、当該公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであるかどうかについて、警察署長の意見を聴くよう市長（当該公の施設を教育委員会が管理する場合にあっては、教育委員会。次項において同じ。）に求めることができる。

4 市長は、前項の規定による求めがあったときは、警察署長の意見を聴くものとする。

（市民等及び関係団体に対する支援）

第9条 市は、市民等及び関係団体が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等及び関係団体に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の必要な広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育等のための措置）

第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を県が実施する取組と整合を図って行うものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第12条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員等の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方の威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(暴力団員等に対する利益の供与の禁止)

第13条 市民等は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、事情を知って暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 79 号

生駒市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 1 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市生涯学習施設条例の一部改正)

第 1 条 生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部
を次のように改正する。

第 9 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号
を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7
7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資
することとなるとき。

(生駒市公民館条例の一部改正)

第 2 条 生駒市公民館条例（昭和 56 年 7 月生駒市条例第 21 号）の一部を次の
ように改正する。

第 8 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 公民館の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平
成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又

はその運営に資することとなると認めるとき。

(生駒市市民ホール条例の一部改正)

第3条 生駒市市民ホール条例（昭和61年10月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

(生駒市芸術会館条例の一部改正)

第4条 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるととき。

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第5条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるととき。

(生駒市コミュニティセンター条例の一部改正)

第6条 生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、施設等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第6条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) その使用が前条第3項に該当するに至ったとき。

(生駒市立小平尾南児童館条例の一部改正)

第7条 生駒市立小平尾南児童館条例（昭和51年6月生駒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。

(生駒市福祉センター条例の一部改正)

第8条 生駒市福祉センター条例（平成2年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(生駒市立老人憩の家条例の一部改正)

第9条 生駒市立老人憩の家条例(昭和46年7月生駒市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の許可をする場合における老人憩の家の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第6条第1号中「第8条各号」を「前条第2項又は第8条各号」に改める。

(RAKU-RAKUはうす条例の一部改正)

第10条 RAKU-RAKUはうす条例(平成13年4月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、プレイルーム及び前項の許可をする場合における集会室の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第5条第1号中「第12条各号」を「前条第3項又は第12条各号」に改める。

(金鵒の杜倭苑条例の一部改正)

第11条 金鵒の杜倭苑条例(平成15年3月生駒市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、施設等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第6条第1号中「第13条各号」を「前条第2項又は第13条各号」に改める。

（生駒市人権文化センター条例の一部改正）

第12条 生駒市人権文化センター条例（平成14年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

（生駒市健康センター条例の一部改正）

第13条 生駒市健康センター条例（昭和57年4月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第6条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条中「1に」を「いずれかに」に改める。

（生駒市火葬場条例の一部改正）

第14条 生駒市火葬場条例（昭和49年4月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市長は、」の次に「前項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき又は」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、火葬場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 火葬場を汚損するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

（生駒市高山竹林園条例の一部改正）

第15条 生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1に」を「いずれかに」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、有料園施設、多目的広場及びゲートボール場の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第5条各号列記以外の部分中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「1に」を「いずれか又は前条第3項」に改める。

（生駒市都市公園条例の一部改正）

第16条 生駒市都市公園条例（昭和45年3月生駒市条例16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」を「次の各号のいずれにも該当しない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる場合
- (4) 都市公園の管理上支障がある場合

第17条第1項に次の1号を加える。

- (4) 第3条第4項各号のいずれかに該当すると認める者
(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正)

第17条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 市長は、施設等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、その使用を許可しない。

第5条第1号中「前条各号」を「第3条第3項又は前条各号」に改める。

(生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正)

第18条 生駒市花のまちづくりセンター条例（平成13年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（生駒市公民館条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の生駒市公民館条例第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。
（生駒市市民ホール条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第3条の規定による改正後の生駒市市民ホール条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。
（生駒市芸術会館条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第4条の規定による改正後の生駒市芸術会館条例第6条及び第7条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。
（生駒市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第5条の規定による改正後の生駒市体育施設条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。
（生駒市コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 第6条の規定による改正後の生駒市コミュニティセンター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にさ

れた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市立小平尾南児童館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の生駒市立小平尾南児童館条例第7条及び第8条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第8条の規定による改正後の生駒市福祉センター条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市立老人憩の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第9条の規定による改正後の生駒市立老人憩の家条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(RAKU-RAKUはうす条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第10条の規定による改正後のRAKU-RAKUはうす条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(金鷄の杜倭苑条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第11条の規定による改正後の金鷄の杜倭苑条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市人権文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第12条の規定による改正後の生駒市人権文化センター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市健康センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 第13条の規定による改正後の生駒市健康センター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第14条の規定による改正後の生駒市火葬場条例第3条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市高山竹林園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 第15条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 第16条の規定による改正後の生駒市都市公園条例第3条及び第17条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 第17条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例第3条及び第5条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 第18条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例第5条及び第6条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

議案第 80 号

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職
した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）を
超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子
の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、か
つ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないこ
とが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の 1 歳

到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び

第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する

場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「規定による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超

えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 47 年 10 月生駒市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 2 項」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 3 条 生駒市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年 7 月生駒市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第4条 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成24年4月1日から施行する。

議案第 82 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第 1 条関係）」を「（第 2 条関係）」に改め、男女共同参画専門委員の項及び景観アドバイザーの項を削り、「その他の委員及び嘱託員」を「上記以外の特別職の職員」に、「月額 370,000 以内」を「日額 32,000 以内又は月額 370,000 以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 83 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 1 2 月 6 日

生駒市長 山 下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例第 23
号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項第 2 号中「24, 500 円」を「26, 500 円」に改め
る。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例

生駒市再開発住宅条例（平成 6 年 7 月生駒市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合における再開発住宅への入居資格については、生駒市営住宅条例（平成 9 年 12 月生駒市条例第 37 号。以下「市営住宅条例」という。）第 6 条第 1 号から第 4 号までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第 6 条第 2 号ア中「令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」とあるのは「242,000 円」と、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」とあるのは「200,000 円」と読み替えるものとする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（入居者の募集方法）

第 3 条の 2 市長は、前条第 2 項の規定により入居させるときは、市営住宅条例第 5 条の規定に該当する者を入居させる場合を除くほか、市営住宅条例第 4 条の規定の例により公募するものとする。

第4条中「前条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(入居の選考)

第4条の2 市長は、第3条第1項に規定する入居資格を有する者が入居の申込みをした場合において、当該申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、当該申込みをした者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を許可する者を選考する。

2 市長は、第3条第3項に規定する入居資格を有する者が入居の申込みをした場合において、当該申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、市営住宅条例第9条の規定の例により入居を許可する者を選考する。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同条第3項中「必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の徴収の猶予をすることができる」を「必要としないことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

6 入居者は、前項の規定により通知された入居可能日から1月以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第5条の次に次の1条を加える。

(同居の承認)

第5条の2 再開発住宅の入居者は、当該再開発住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第10条第1項中「明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日」を「第25条第1項の規定により明渡しの請求をした場合にあっては、当該明渡しの請求をした日」に改める。

第 1 1 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、第 8 条各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第 1 5 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第 1 5 条の 2 第 3 項中「第 1 1 条第 2 項及び第 3 項」を「第 1 1 条第 3 項及び第 4 項」に改める。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

(迷惑行為の禁止)

第 1 6 条の 2 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第 2 1 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による収入の報告の方法については、公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号）第 8 条の規定の例による。

第 2 1 条に次の 2 項を加える。

3 市長は、第 1 項の規定による収入の報告により、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

第 2 2 条第 1 項の表中

200,000円を超え242,000円以下の場合	を
242,000円を超える場合	

200,000円を超え242,000円以下（入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第4項で定める場合にあっては、242,000円を超え268,000円以下）の場合	に改め、同条第
242,000円（入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合にあっては、268,000円）を超える場合	

2項中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）」を「令」に改める。

第25条第1項第5号中「第17条」を「第16条の2」に改め、同条第2項中「請求を受けた翌日」を「請求の日の翌日」に改める。

第29条第1項中「第3条第3項」を「第3条第4項、第5条の2第2項」に、「第15条第4項」を「第15条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

議案第 85 号

生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年12月6日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例の一部を改正する条例

生駒市景観条例（平成22年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

第9条第6項中「第8条第3項第2号」を「第8条第4項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	さつき台73号線	さつき台1丁目503番127先 さつき台1丁目503番144先
2	西松ヶ丘1号線	西松ヶ丘2037番56先 西松ヶ丘1226番13先
3	西松ヶ丘3号線	西松ヶ丘1226番42先 西松ヶ丘1226番13先

平成23年12月6日提出

生駒市長 山下 真

議案第 87 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	谷田北新町線支線2号	北新町736番1先 北新町1123番1先
2	西松ヶ丘1号線	西松ヶ丘2037番56先 西松ヶ丘2037番52先

平成23年12月6日提出

生駒市長 山下 真

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 高 峯 幹 男

生年月日 昭和 ●●年 ●月 ●●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 中 田 建 彦

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●日

平成 2 3 年 1 2 月 6 日 提出

生駒市長 山 下 真